

2026 年度 経済的事情による卒業困難者に対する学納金減免について

本学では、原則として最終学年に在籍し、経済的事情により修学及び卒業が困難な学生に対し、審査のうえ、学納金の一部を減免する制度があります。

2026 年度の申請受付を以下のとおり行いますので、希望する学生は期限までに書類を提出してください。

なお、外国人留学生ならびに当該減免期間に本学の他の奨学金等を受給している学生は対象外となります。

1. 減免申請の資格要件

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 経済的事情により修学及び卒業が困難であること。
- (2) 大学4年（短期大学は2年）に在学しており、卒業に必要な単位を履修中で、当該年度に卒業が見込まれること（留年者を含み、当該減免期間に本学の他の奨学金等を受給している者及び留学生を除く。）。
- (3) 3年次（短期大学は1年次）までに100単位（短期大学は36単位）を修得済みで、学業等に真摯に取り組んでいる。
- (4) 生計維持者全員の年間収入等が以下の状況であること。
 - ①当年度発行の税に関する証明書に記載されている住民税が「非課税」又は「均等割り」のみの世帯、及び、住民税のうち『区市町村民税』・『都道府県民税』の所得割額の合計額が年額85,500円未満の世帯、若しくはこれに準じる世帯を原則とする。
＜例＞年間収入の目安：4人家族（父・母・子2）で350～380万円程度（以下）。
なお、家計状況により相談可能。
 - ②当年分の収入が大幅に減少、或いは減少すると見込まれる場合
＜例＞非自発的失職・破産・会社の倒産・病気・死亡・離別・災害等により、家計が急変した場合（1年以内）、或いは減少すると見込まれる場合。所得の目安は、上記①の年収以下、或いは、前年分の1/2以下。

なお、①②とも当年分の収入について給与所得者の場合は給与収入額が841万円を超えず、給与所得者以外の場合は所得額合計が355万円を超えないこと（必須条件）。

2. 減免対象

今年度後期の授業料及び施設設備費相当額

※「高等教育の修学支援新制度」の授業料減免を受けている場合は、これを減免金額から除きます。

※諸会費は減免対象になりません。

3. 決定の取り消しについて

学納金減免決定者が当該年度に卒業要件を満たさない場合又は減免申請の資格要件を満たさなくなった場合は、この決定を取り消します。

4. 提出書類

- (1) 「経済的事情による卒業困難者に対する学納金減免申請書」

・「申請理由」欄は具体的に記入してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により家計維持者の収入減少等があった方は「申請理由」欄にその状況も併せて記入してください。

(2)「生計維持者全員(父、母、他の生計を維持する方)の収入等を証明する書類(前年分・今年分)」

・前年分

証明書類	備考
令和8年度(令和7年分)の課税(非課税)証明書	無職の場合は非課税証明書を提出してください。

・今年分(学納金減免決定者のみ後日提出):以下のいずれか一つ

	証明書類	備考
給与所得者の場合	源泉徴収票(令和8年分)の写し	令和8年1～3月頃に勤務先から配付されるもの
給与所得者以外の場合	確定申告書(令和8年分)の写し	税務署の収受印がある所得金額が記載されたページのみ
無収入の場合	「市町村民税・県民税」又は「区民税・都民税」の申告書の写し	収受印の押印があるもの

※ご提出がない場合は、減免が取り消される場合がありますのでご注意ください。

5. 提出期限

2026年7月31日(金)17時まで

6. 提出先

キャンパスライフ支援課(4号館1階)

7. 減免の決定

申請書提出後、学内で審査のうえ、学納金減免者を決定します。

結果については学生本人へ通知します。

[お問い合わせ先]

東京成徳大学・東京成徳短期大学

キャンパスライフ支援課

電話:03-3908-4569

受付時間:平日8時45分～17時、土曜8時45分～14時
(休業日8月13日～15日を除く。)

以上